

宮城県中小企業経営安定資金金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

(平成9年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

| 宮城県中小企業経営安定資金金融資制度取扱要領 | 改 正 後 (新) | 宮城県中小企業経営安定資金金融資制度取扱要領 | 改 正 前 (旧) |
|--|--------------------|--|--------------------|
| <p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(削除)</p> | | <p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対応資金</p> <p>イ 目的</p> <p>令和2年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者等の事業継続や経営安定を図ることを目的とする。</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>次の(イ)から(ハ)のいずれかの認定を受けた中小企業者等</p> <p>(イ) 法第2条第5項第4号の規定による認定(令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)(注1)</p> <p>(ロ) 法第2条第5項第5号の規定による認定(注1) (注2)</p> <p>(ハ) 法第2条第6項の規定による認定(令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)(注1) (注3)</p> <p>(注1) 法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く</p> <p>(注2) 売上高等の減少を要因としたものを除く</p> <p>(注3) 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度を適用しないものとする</p> <p>ハ 認定</p> <p>認定を受けようとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、その認定を受けるものとする。</p> <p>二 融資の手続</p> <p>融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書及び本制度における経営者保証免除対応(以下「免除対応」という。)を適用する場合は、免除対応確認書を添付するものとする。</p> <p>なお、借換えの場合は、借換保証制度要綱の定めにかかるらず、事業計画書の提出は不要とする。</p> <p>亦 取扱期間</p> <p>令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。</p> <p>ヘ 資金の使途</p> | |

経営安定に必要な運転資金及び設備資金。ただし、借換えは、原則として信用保証付融資によるものに限る。

1、融資の条件

| | |
|-----------|--|
| (イ) 融資限度額 | 一企業 6,000万円 |
| (ロ) 融資利率 | 年 1.30% (ただし、貸付から3年間に生じる利子は、別途定められた方法により累から補給するものとする。) |
| (ハ) 債還期間 | 運転資金 10年以内(据置 5年以内) 設備資金 10年以内(据置 5年以内) |
| (二) 債還方法 | 原則として月賦均等返済。(ただし、保証期間が1年以内の場合は、一括返済でも差し支えないものとする。) |
| (ホ) 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また、本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。 |

(ヘ) 担保 無担保(ただし、既設定根抵当権を除く)

| | |
|-----------|---|
| (ト) 信用保証料 | 信用保証料は協会所定 次の(1)及び(2)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。 |
| (1) | 直近の決算書が資産超過であること |
| (2) | 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと |

(チ) 借換えの特例 (1) 借換保証制度要綱の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を制限責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

- ① 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
② 責任共有制度の対象となる本制度の保証
- (2) 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で替り換えることはできないものとする。
- ① 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合
② 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

チ 信用保証料の補助

口の(イ)から(ii)の認定において認定書に記載された売上高が15%以上のもの及び口の(ロ)の認定において申込みが個人事業主か中小規模企業者(注)であるものについては、全額を国が補助し、それ以外のものについては、2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。
(注)常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く))

を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの

(4) 伴走支援型特別資金
イからヌまで (略)

(5) 伴走支援型特別資金
イからヌまで (略)

(5) 流動資産担保活用資金
イからニまで (略)

(6) 流動資産担保活用資金
イからニまで (略)

(6) 経営力強化サポート資金
イ 目的

中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、金融と経営支援の一体的取組を推進することことで、その経営力の強化に資することを目的とする。

ロ 融資の対象

次のいずれかに該当するもの。

(イ) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等

ハ 認定

ロ (ロ) により融資を受けるとする中小企業者等は、所定の認定申請書を市町村長に提出し、認定を受けるものとする。

二 融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業行動計画書、事業行動計画書、口(ロ)にあつては市町村長の認定書も併せて添付するものとする。

ホ 金融機関の責務並びに報告及び協会によるEBPMに伴う情報提供

(イ) 金融機関は、原則として、四半期に1回、経営の状況を確認するともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(ロ) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した当該

計画の見直し及び同計画を進めるとための経営支援を行いうるものとする。

(ハ) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から、5事業年度にわたり、年1回、中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況、財務状況及び金融機関、認定経営革新等支援機関の経営状況を電子データで報告しなければならない。

なお、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、協会において別に定める経営力強化保証制度に規定する事項を経済産業省に送付するものとし、金融機関が報告しなかつた場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

(二) 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う

ものとする。

資金の用途

運転資金及び設備資金

ただし、口(ロ)にあっては、既往の県制度融資資金のうち、新型コロナウイルス感染症闘

連資金を借り換える場合に限る。

なお、新型コロナウイルス感染症闘運資金とは、新型コロナウイルス感染症対応資金、伴走支援型特別資金、経営環境変化対策資金(セーフティネット資金)のうち法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)認定による借入金、同資金のうち同項第5号認定であつて令和2年2月1日から令和3年12月31日までに協会が保証申込受け付けし、かつ融資実行された借入金及び経営環境変化対策資金(危機闘連対策資金)のうち新型コロナウイルス感染症に係る借入金とする。

ト 融資の条件

| | |
|------------------|--|
| (イ) <u>融資限度額</u> | 一企業 8,000万円 |
| (ロ) <u>融資利率</u> | 年 1.60% |
| | ただし、口(ロ)にあつては 年 1.30% |
| (ハ) <u>償還期間</u> | 運転資金 5年以内(据置 1年以内) |
| | 設備資金 7年以内(据置 1年以内) |
| | ただし、既往の信用保証付き保制度融資資金(宮城県中小企業経営安定資金、宮城県中小企業産業振興資金、宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金等)の旧債返済を行う場合は10年以内(据置 1年以内)とする。 |
| (二) <u>償還方法</u> | 原則として月毎均等返済 |
| (ホ) <u>保証人</u> | 原則として法人代表者以外不要 |
| (ヘ) <u>担保</u> | 取扱金融機関又は協会所定 |
| (ト) <u>信用保証料</u> | 協会所定 |
| (チ) <u>その他</u> | 本資金は全国統一保証制度(経営力強化保証制度)の対象であり、経営力強化保証制度の適用に係る手続等については、本制度要領のほか、協会において別に定める経営力強化保証制度要綱によるものとする。 |

(7) から (13) まで (略)

(14) 事業再生計画実施支援資金
イからホまで (略)

ヘ 取扱期間

感染症対応枠については、令和3年4月1日から令和6年12月31日までに保証申込を受け付したものに限る。
トからチまで (略)

(15) (略)

(7) から (13) まで (略)

(14) 事業再生計画実施支援資金
イからホまで (略)

ヘ 取扱期間
感染症対応枠については、令和3年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付したものに限る。
トからチまで (略)

(15) (略)

附則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の富城県中小企業経営安定資金制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

